

平成 年 (東) 第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

## 上 申 書

平成24年6月13日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人

弁護士

弁護士

貴センターから提示された平成24年5月23日付け「和解案 (全部和解)」に対し、被申立人の意見を申し上げます。

- 1 既にご指摘するまでもなく、自主的避難対象者への損害賠償については、中間指針追補により、一定の指針・基準が示されているだけではなく、平成24年2月14日に貴センターより総括基準が公表されており、自主的避難対象者が支出した実費等の損害の積算額が、中間指針の損害の目安となる金額 (40万円又は8万円) を上回る場合に、賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するにあたっては4項目すなわち①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があった場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮するものとされています。
- 2 この点、貴センターから仲介案が提示され、それが中間指針追補の額を上回るものであり、その根拠が示されなかったため、被申立人としては平成24年5月25日付け上申書を提出して、同仲介案の根拠を、書面ないしは口頭審理期日を開催する等の方法によりご説明いただけますよう、上申いたしました。

3 その結果、同年6月8日、調査官よりご連絡をいただき、各損害項目で認められた損害の内訳と、その根拠について、電話にて口頭でご説明を受けました。なお、書面でのご回答をいただけないかとお願ひしたのですが、残念ながら、無理であるとのことでした。

その電話でのご説明の結果、中間指針追補の基準を上回る実費を、賠償すべき損害として認める根拠は、「避難を開始した時期と継続期間については放射線量の情報不足があった。しかも、その期間に支出した実費としては、例えばものすごく高価な宝石を買ったとかそういうものではなくて、すべて泊まったり、逃げたりするための損害であり、支出した項目の性質をも考慮して、賠償すべき実費と判断した。」との回答をいただきました。

4 しかし、上記根拠の下で、中間指針追補を上回る実費分の賠償を行うことは、避難圏内の避難者との関係で、不公平を生み、合理性に欠けると言わざるを得ません。

すなわち、そもそも避難を開始した時期と継続期間中について、放射線量の情報不足があったという点ですが、申立人らが避難を開始したのは平成23年3月15日であり、その後同年4月23日までの39日間も避難を継続されています。

この点、福島県は、本件事故直後の少なくとも平成23年3月15日以降、県内のいわき市を含む複数の拠点で放射線量の測定を行い、随時、県をはじめマスメディアを通じてその結果を公表してきており（乙1）、平成23年3月15日から同年4月23日までの間、申立人様らにおいて、放射線量の情報不足があったとのご指摘を到底受け入れることはできません。

5 このような状況下において、申立人様らにおいて、39日間も、放射線量の情報不足に陥らざるを得なかったとのご事情について、貴センターにおいて、申立人様らからどのような聴取がなされたのかについては、その内容は一切お伝え頂けませんでした。

したがって、被申立人としては、申立人様らが39日間もの間、放射線量の情報不足に陥らざるを得なかったような他人と異なった特別な事情は存在しなかったと言わざるを得ず、そうであれば、貴センターからは「本和解案が、本件事案に関する判断である」とは言われながらも、自主的避難対象区域内の自主的避難実行者には、遅くとも4月23日までの間は、押し並べて同様の理屈により中間指針追補を上回る実費が賠償される、との結論に辿り着かざるを得なくなります。

6 これでは、中間指針追補の自主的避難等に係る損害と異なった基準を設けるに他なりません。

また、避難指示等により余儀なくされた避難者と同様の取り扱いと言わざるを得ず、「賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとするは、必ずしも公平かつ合理的でも」ありません（中間指針追補7頁目の2）参照）。

貴センターが提示した和解案について言えば、少なくとも自主的避難継続中の避難費用（交通費と宿泊費）については、その全額が認められています。それを受け容れることは困難だと思料いたします。

以上

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X 1 及び同 X 2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

## 記

損害項目	避難費用（交通費）	1 1 3, 5 6 0 円
	避難費用（宿泊費）	3 7 0, 7 0 0 円
	生活費増加分	4 0, 0 0 0 円
	精神的損害	8 0, 0 0 0 円
期 間	本件事故発生から平成 2 3 年 4 月末まで	

## 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金 6 0 4, 2 6 0 円の支払義務があることを認める。

## 3 支払方法

（省略）

## 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

## 5 清算

申立人らと被申立人は、第 1 項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 2 4 年 7 月 1 日

（仲介委員 尾野恭史）